$$k_{w,r}=\left(1-\frac{1.2442\times H_a+111.19\times w_{ALF}\times\frac{q_{mf,i}}{q_{mad,i}}}{773.4+1.2442\times H_a+\frac{q_{mf,i}}{q_{mad,i}}\times k_f\times 1{,}000}\right)\Bigg/\left(1-\frac{p_r}{p_b}\right)\quad(14)$$

$$k_{w,r}=\left(\frac{1}{1+\alpha\times 0.005\times(C_{CO2}+C_{CO})}-k_{w1}\right)\times 1.008\quad(15)$$

別添四十｜Ⅱ８・４・２・１・中「、別紙22の仕様から」を「、同別紙の仕様から」に改め、同別添Ⅱ８・４・２・３・中式㉟を次のように改める。

$$m_{gas}=u_{gas}\times\sum_{i=1}^{i=n}(C_{gas,i}\times q_{mew,i}\times\frac{1}{f})\ (\mathrm{g/test})\quad(35)$$

別添四十｜Ⅱ８・４・２・４・中「kh,D」を「$k_{h,D}$」に、「k_f」を「k_{fw}」に改め、式㊱を次のように改める。

$$m_{gas}=\sum_{i=1}^{i=n}(u_{gas,i}\times C_{gas,i}\times q_{mew,i}\times\frac{1}{f})\ (\mathrm{in\ g/test})\quad(36)$$

別添四十｜Ⅱ８・５・１・４・中「r_p　：SSV 入口の絶対静圧に対するスロートの比率」の下に次の式を加える。

$$r_p=1-\frac{\Delta p}{p_a}$$

別添四十｜Ⅱ８・６・１・中「cgasは」を「c_{gas}は」に改め、同別添Ⅱ９・１・中「サイクルの妥当性確認規準」を「サイクルの妥当性確認基準」に改め、同別添Ⅱ９・２・の表８を次のように改める。

表８　計器及び測定システムの要件

測定システム	$\lvert\chi\min\times(a_1-1)+a_0\rvert$	傾き a_1	標準誤差 SEE	決定係数 r^2
エンジン回転数	最大値の0.05％以下	0.98-1.02	最大値の２％以下	0.990以上
エンジントルク	最大値の１％以下	0.98-1.02	最大値の２％以下	0.990以上
燃料流量	最大値の１％以下	0.98-1.02	最大値の２％以下	0.990以上
空気流量	最大値の１％以下	0.98-1.02	最大値の２％以下	0.990以上
排出ガス流量	最大値の１％以下	0.98-1.02	最大値の２％以下	0.990以上
希釈剤流量	最大値の１％以下	0.98-1.02	最大値の２％以下	0.990以上
希釈排出ガス流量	最大値の１％以下	0.98-1.02	最大値の２％以下	0.990以上
サンプル流量	最大値の１％以下	0.98-1.02	最大値の２％以下	0.990以上
排出ガス分析計	最大値の0.5％以下	0.99-1.01	最大値の１％以下	0.998以上
ガス分割器	最大値の0.5％以下	0.98-1.02	最大値の２％以下	0.990以上
温度	最大値の１％以下	0.99-1.01	最大値の１％以下	0.998以上
圧力	最大値の１％以下	0.99-1.01	最大値の１％以下	0.998以上
ＰＭ天秤	最大値の１％以下	0.99-1.01	最大値の１％以下	0.998以上

別添四十｜Ⅱ９・３・２・６・中「規準を満たすことを条件とする。5.1.1.に従った代替測定手順のシステム等価性の決定については」を「基準を満たすことを条件とする。5.に従った代替測定手順の装置の同等性の決定については」に改め、同別添Ⅱ９・３・３・１・中「精製（純度＞99.5体積％O_2）」を「精製酸素（純度＞99.5体積％O_2）」に改め、同別添Ⅱ９・３・３・４・の表９中「21（20から２）」を「21（20から22）」に改め、同別添Ⅱ９・３・７・１・中「ppm[C]」を「ppmC」に改め、同別添Ⅱ９・３・11・ⓑを次のように改める。

ⓑ　排出ガスを連続的に採取し、サイクル全体で積分する。

バックグラウンド濃度は、(a)又は(b)に従って希釈トンネルの上流で決定するものとし、8.5.2.3.2.に従って排出ガス濃度から引くものとする。

別添四十｜Ⅱ９・４・３・１・中「ＰＭ補修プローブは」を「ＰＭ捕集プローブは」に改め、同別添Ⅱ９・４・６・１・ⓑ中「最大でq_{mp}の５％を超えないこと。」を「q_{mp}の最大値の５％を超えないこと。」に改め、同別添Ⅱ９・４・６・１・ⓒ中「最大でq_{mp}の±２％を超えないこと。」を「q_{mp}の最大値の±２％を超えないこと。」に改め、同別添Ⅱ９・４・６・５・中「9.4.6.2.」を「9.4.6.3.」に改め、同別添Ⅱ９・５・４・１・中「1.458×106」を「1.458×10^6」に改め、同別添Ⅱ別紙３の１・２・中「未希釈排出ガス分析システム」を「希釈排出ガス分析システム」に改め、同別紙１・３・中「ＳＰ　未希釈排出ガス採取プローブ（図９のみ）」を「ＳＰ１　未希釈排出ガス採取プローブ（図９のみ）」に改め、同別紙２・１・中「未希釈排出ガスは、ＰＭ捕集プローブ（ＳＰ）及びトランスファチューブ（ＩＴ）を通して排気管（ＥＰ）から希釈トンネル（ＤＴ）へ導かれる。トンネルを通る全流量は、流量制御装置ＦＣ２及びＰＭ捕集システム（図16を参照のこと）のサンプリングポンプ（Ｐ）により調整する。」を「未希釈排出ガスは、ＰＭ捕集プローブ（ＳＰ）及びトランスファチューブ（ＴＴ）を通して排気管（ＥＰ）から希釈トンネル（ＤＴ）へ導かれる。トンネルを通る全流量は、ＰＭ捕集システム（図16を参照のこと）の流量制御装置（ＦＣ２）及びサンプリングポンプ（Ｐ）により調整する。」に、「希釈空気流量を流量測定装置ＦＭ１で測定し、全流量をＰＭ捕集システム（図16を参照のこと）の流量測定装置ＦＭ３で測定する。」を「希釈空気流量を流量測定装置（ＦＭ１）で測定し、全流量をＰＭ捕集システム（図16を参照のこと）の流量測定装置（ＦＭ３）で測定する。」に、「部分捕集方式を図13に示す。未希釈排出ガスは、ＰＭ捕集プローブＳＰ及びトランスファチューブＴＴを通して排気管ＥＰから希釈トンネルＤＴへ導かれる。」を「部分捕集方式を図13に示す。未希釈排出ガスは、ＰＭ捕集プローブ（ＳＰ）及びトランスファチューブ（ＴＴ）を通して排気管（ＥＰ）から希釈トンネル（ＤＴ）へ導かれる。」に、「2.6を参照のこと」を「2.4を参照のこと」に改め、同別紙２・１・の図12中「ＦＣ２」を「ＦＣ１」に改め、同別紙２・３・中「25m」を「25mm」に改め、同別紙２・６・中「ＰＭ捕集プローブＰＳＰとＰＭトランスファチューブＰＴＴを通して希釈トンネルＤＴから取り入れられる」を「ＰＭ捕集プローブ（ＰＳＰ）とＰＭトランスファチューブ（ＰＴＴ）を通して希釈トンネル（ＤＴ）から取り入れられる」に、「流量コントローラ（ＦＣ３）」を「流量制御装置（ＦＣ２）」に、「流量制御装置（ＦＣ３）」を「流量制御装置（ＦＣ２）」に、「ＦＣ３への指令信号として」を「ＦＣ２への指令信号として」に改め、同別紙２・３・の図16及び図17を次のように改め、同別紙２・３・を同別紙２・４・とする。